

農地中間管理機構について

平成26年11月

農林水産省

農地中間管理機構について

1. 昨年10月に、政府・与党の調整を経て、農地中間管理機構法案を国会提出。

(産業競争力会議・規制改革会議の意見を踏まえたもの)

2. 衆議院・参議院の審議を経て、昨年12月に、農地中間管理機構法案成立。

議員修正・附帯決議の上、自民党、公明党、民主党、日本維新の会、生活の党等の賛成多数で成立 (みんなの党、共産党、社民党反対)

(資料1, 2)

3. 法律は、本年3月1日に施行され、現在までに47都道府県で機構を指定済み。

4. 昨年12月以来、

○ 都道府県、市町村、農業法人協会、農業者団体、経済界等への説明 (全国段階、ブロック別等)

○ 農業者向け、企業向けパンフレットの配布

等により、法制度、予算等の周知徹底を図ってきたところ。

(資料3, 4, 5)

5. また、機構及び県行政の推進体制整備を加速するため、

○ 6月25日 第1回研修会 (ローソン講演等)

○ 9月12日 第2回研修会 (最優良事例である熊本の講演等。これについては、DVDにして全都道府県、全市町村に配布。)

○ 本省による都道府県別ヒアリングと個別指導

○ 本省による主要県の現地調査と個別指導を積み重ねているところ。

6. 最優良事例である熊本県の農地中間管理機構は、

- ① 知事の強力なリーダーシップ（「知事に農地を貸してください」）
 - ② 現場でコーディネートに当たる機構職員等の数が約40人
 - ③ モデル地区64カ所
 - ④ モデル地区の中には、
 - ア 400～500haの地区で1法人化を目指しているところ
 - イ 基盤整備事業を契機に、農地を担い手に集積かつ集約化
 - ウ 高齢化した果樹地帯に企業参入
- （資料6）

7. 県ごとに推進体制、推進状況は濃淡があり、全県を熊本並みにしていく必要があるが、全国的状況を概観すると（②、④～⑥は、8月末現在）、

- ① 10年後の担い手への農地集積目標は、全国合計で約8割（現状5割）。
1年に換算すると、全国合計で13～14万haを担い手に集積することになる。
- ② 機構の専任職員数は全国合計で500人強。県庁等の兼任職員数は全国合計で100人強。（この他にも県ごとに種々の対応をしているところ）
- ③ 借受希望者公募は、ほとんどの県で実施済み。（更に追加公募の予定）
9月末現在の応募状況は、全国合計で3万経営体、23万ha。このうち、企業は500経営体、1万ha。
- ④ モデル地区数は、全国合計で1,110地区。
- ⑤ 実際の機構の借入れ及び担い手への転貸は、収穫期を終え本格化しつつあるが、8月末までに試行的に実施したところが5県、500ha。
- ⑥ なお、役員構成については、全国合計で企業経営者34人、農業法人経営者21人等が役員になっているが、まだまだ不十分で、現在は、県庁が実質的な主体となっていると見られる。
順次改善が必要。
- ⑦ また、機構の業務委託先については、全体の約7割が市町村に、約2割がJAに業務委託している。（資料7）

8. 各都道府県の機構については、来年3月末までの実績数字を踏まえて、官邸本部等で評価し、その結果を公表することになるので、引き続き優良事例の横展開を含めて、推進体制の整備等を強力に指導することとしているところ。

その際、特に以下の点を強力に指導。

- ① 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚を持って取り組むこと。
- ② 現場でコーディネートに当たる職員等の体制（質・量）を充実させること。
- ③ 事業の具体的な推進の仕方として、次の4つのアプローチをうまく活用すること（資料8）
 - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域）
 - イ 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
 - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
 - エ 基盤整備事業からのアプローチ

農地中間管理事業の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百一号

農地中間管理事業の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 農地中間管理事業の推進
 - 第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針(第三条)
 - 第二節 農地中間管理機構(第四条―第十六条)
 - 第三節 農地中間管理事業の実施(第十七条―第二十二条)
 - 第四節 連携及び協力等(第二十三条―第二十六条)
- 第三章 雑則(第二十七条―第三十二条)
- 第四章 罰則(第三十三条―第三十四条)

附則
第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「農用地」とは、農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。)及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農用地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。)を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

- 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。
- 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け(貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第七項において同じ。)を行うこと。
- 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理(当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。)を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をいう。
5 この法律において「農地中間管理機構」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。

- 一 賃借権又は使用貸借による権利
- 二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限り。）
- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項に規定する利用権

第二章 農地中間管理事業の推進

第三節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、政令で定めるところにより、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- 二 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 三 第一号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項
 - イ 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
 - ロ 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

ハ 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（第二十三条及び第二十四条において「公庫等」という。）の連携及び協力に関する事項
四 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

3 基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項に規定する基本方針に適合するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第二節 農地中間管理機構

（農地中間管理機構の指定）

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が該社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半数を抛出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限り、農地中間管理機構として指定することができる。
一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なるものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 役員（過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること）
三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。
四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実にを行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の公告等）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行う事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

2 農地中間管理機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第六条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。
2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認められる意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。
3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができると認められる者の中から、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。（役員）の選任及び解任）

第七条 農地中間管理機構の役員（役員）の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。

二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。
三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。
（農地中間管理事業規程）

第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
二 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
三 農地中間管理権の取得の方法
四 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定の方法
五 第二条第三項第三号に掲げる業務の実施基準

六 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
七 その他農地中間管理事業の実施方法に関し農林水産省令で定める事項
3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。
一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 前項第一号に掲げる事項が、農地中間管理事業が効果的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。
三 前項第二号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。

（指定の公告等）
第五条 都道府県知事は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行う事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。
2 農地中間管理機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。
（農地中間管理事業評価委員会の設置）
第六条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。
2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認められる意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。
3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができると認められる者の中から、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。（役員）の選任及び解任）
第七条 農地中間管理機構の役員（役員）の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。
二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。
三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。
（農地中間管理事業規程）
第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
二 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
三 農地中間管理権の取得の方法
四 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定の方法
五 第二条第三項第三号に掲げる業務の実施基準
六 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
七 その他農地中間管理事業の実施方法に関し農林水産省令で定める事項
3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。
一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
二 前項第一号に掲げる事項が、農地中間管理事業が効果的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。
三 前項第二号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。

四 前項第三号に掲げる事項が、農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。）からの申出に依りて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れることを内容とするものであること。

五 前項第四号に掲げる事項が、地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものと認められること。

六 前項第五号に掲げる事項が、農用地等の貸付けが確実に実行されることを見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。

七 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

四 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その農地中間管理事業規程を公表しなければならない。

五 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の確かな実施上不適当となつたと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第九條 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の事業計画においては、その事業年度における農地中間管理事業の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

三 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

四 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六條第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第十條 農地中間管理機構は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十一條 農地中間管理機構は、農地中間管理事業について、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十二條 この節に定めるもののほか、農地中間管理機構が農地中間管理事業を行う場合における農地中間管理機構の財務及び会計に必要事項は、農林水産省令で定める。

第十三條 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に關し監督上必要な命令をすることができる。

第十四條 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

二 都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の取消し)

第十五條 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができず、認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

四 第八條第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。

二 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第十六條 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならない。

二 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理事業に関する所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第三節 農地中間管理事業の実施

第十七條 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、農林水産省令で定める基準に従い農地中間管理機構が定める区域ごとに、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集するものとする。

二 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による募集に応募した者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

(農用地利用配分計画)

第十八條 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下この条及び第二十一條第一項において「賃借権の設定等」という。）を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 農用地利用配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 賃借権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が賃借権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 前号に規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が第二十一條第二項各号のいずれかに該当する場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

六 その他農林水産省令で定める事項

三 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

4 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農用地利用配分計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならぬ。

一 農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。

二 第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されている者であること。

三 第二項第二号に規定する者が、賃借権の設定を受けた後において次に掲げる要件の全て(農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。次号において同じ。))及び次号に規定する者にあつては、イに掲げる要件)を備えることとなること。ただし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の第三十一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

四 第二項第一号に規定する者が賃借権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。)である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

五 第二項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者(同項第三号に規定する者があつた場合には、その者及び同項第一号に規定する者)の同意が得られていること。

六 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

七 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転する。

八 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権(第二条第五項第一号に係るものに限る。)を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しない。

(計画法の提出等の協力)

第十九条 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

二十条 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等(農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。)について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第四項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。

二十一 市町村は、前二項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第二十条 農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃借借若しくは使用貸借の解除をすることができる。

一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第二十一条 第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、農地中間管理機構に報告しなければならない。

二十二 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借借又は使用貸借の解除をすることができる。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。

二 正当な理由がなく前項の規定による報告をしないとき。

(業務の委託)

第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。

二十三 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務(前項に規定する業務を除く。)の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

二十四 前二項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

第四節 連携及び協力等

第二十三条 (地方公共団体との連携等) 農地中間管理機構は、地方公共団体及び公庫等と密接な連携の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施しなければならない。

第二十四条 (事業への協力) 都道府県農業会議、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する団体及び公庫等は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(農林水産大臣による評価等)

第二十五条 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施している農地中間管理機構の取組に関する情報を公表することその他の方法により、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組を促進されるよう努めるものとする。

(農業者等による協議の場の設置等)

第二十六条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

二十七 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるものとする。

第三章 雑則

(信託法の特例)

第二十七条 農地貸付信託の引受けを行う農地中間管理機構(以下「信託法人」という。)への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

二十八 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第二十八条 信託法人への信託については、信託法(平成十八年法律第百八号)に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判を除く。)は、都道府県知事に属する。

一 信託法第百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

議員修正で
追加

第五條 (農地法の一部改正)

第三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八條第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

第三條第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ)が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により農地中間管理権(同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。)を取得する場合

十四の三 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第十七條ただし書中「賃借借及び」を「賃借借、」に、「については」を「及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃借借については」に改める。

第十八條第一項に次の一号を加える。

七 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃借借の解除が、同法第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

第十八條第八項中「つけた」を「付けた」に、及び農業経営基盤強化促進法第十八條第二項第六号を「農業経営基盤強化促進法第十八條第二項第六号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第二項第五号」に、「つけない」を「付けない」に改める。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第六條 (旧農業者年金基金法の一部改正)

第十八條第二項第二号中「農地利用集積円滑化団体」の下に、「農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。次項第二号において同じ)」を加え、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ただし書中「農業協同組合法」を「農地中間管理機構が農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施によつて利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合法」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第七條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「農地利用集積円滑化団体」の下に、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、同項第三号口及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

(政令への委任)

第八條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 新藤 義孝
農林水産大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

9

衆議院における議員修正

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正案要綱

第一 農業者等による協議の場の設置等

一 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(第二十六条第一項関係)

二 市町村は、一の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるものとする。

(第二十六条第二項関係)

第二 検討規定の修正

一 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し(農地中間管理機構に対する賃料に係る助成

の見直しを含む。)その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする事。 (附則第二条第一項関係)

二 政府は第一の一の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、第一の一の協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第二条第二項関係)

第三 その他

その他所要の規定を整理すること。

平成25年11月27日（衆）農林水産委員会

○農地中間管理事業の推進に関する法律案及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくため、担い手への農地集積と農地の集約化を一層加速化し、農業への新規参入を促進していくことが求められている。併せて、農業経営所得の安定・向上、農村の活性化とその持続的発展を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一、農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。

このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力で推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。

また、人・農地プランと関連する各種予算措置についても、適切に確保するとともに、人・農地プランのより円滑な実施を図るための必要な法制上の措置の在り方について遅滞なく検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も十分踏まえ、耕作者の地位の安定を図る観点から、長期にわたり耕作しない不在地主による農地所有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等既存の仕組みとの連携を密にし、相互に補完する体制を整備することにより、農地の出し手・受け手双方が利用しやすく、実効ある仕組みとすること。

四 農地中間管理機構が成果をあげていくためには、農地中間管理機構が自立的に活動できることが重要である。このため、国の効果的・効率的な財政支援を行うとともに、地方の負担は必要最小限とすること。

五 農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくこと。

特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意すること。

六 中山間地域等の条件不利地域において農地中間管理事業を実施するに当たっては、農地の受け手が不足する等平坦地との格差を考慮し、中山間地域等直接支払制度と連携するなど創意工夫を凝らした事業展開が可能となるよう措置すること。

七 市町村は、農地中間管理機構より農用地利用配分計画の案の作成・提出等の協力を求められる等農地中間管理事業の実施に当たって重要な役割を果たすことに鑑み、いずれの市町村においても、地域の実情に即しつつ、農地の出し手・受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力・連携体制を整備すること。

その際、市町村は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること。また、法定化される農地台帳等の整備を進めるとともに、その公開ルールは他の法定台帳の取扱いルールを参考とする等個人の権利関係に留意すること。

八 農地中間管理事業による農地の利用集積に際しては、農地の出し手と受け手の掘り起こしとマッチングが不可欠であることに鑑み、地域の農地・農業事情に精通し、こうした地道な活動に取り組むことのできる人材の確保・育成に十分な支援を行うこと。

九 地域農業における集落営農の役割の重要性に鑑み、集落営農が農地の受け手として積極的に経営展開を図ることができるよう、法人化をはじめ、その活性化に向けた支援措置を講ずること。

十 都道府県に一を限って指定された農地中間管理機構は、必要があるときは他の農地中間管理機構と情報の共有化等の連携を図ること。

十一 農地中間管理機構が借り受けた農地について、所有者の変更や権利制限に係る事由が発生した場合等において、農地中間管理機構が適切な措置を講ずること。

十二 農協及びその出資法人についても、農地流動化に関する実績・能力のあるところは、農地中間管理機構が委託することにより、機構の事業ルールに即して積極的に活用すること。

十三 農地中間管理機構は、農地の生産性を上げていく観点から、大区画化等の利用条件の改善を適切に進めること。

また、農地中間管理機構を介して集積・集約化された土地は農業生産のための公共財としての性格を強めるので、土地改良法等に基づく事業費の負担の在り方についても早急に検討すること。

十四 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行うに当たっては、農地及び農業経営をめぐる多様な状況をきめ細かく分析することにより、地域の実情に応じた農地の集積・集約化の取組が助長されるよう留意すること。

併せて、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業との適切な役割分担・相互補完が図られるよう、その実施状況について評価・検証を行い、優良な取組事例の紹介と全国展開に努めること。

十五 アドバイザリー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするにとどめ、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。

右決議する。

農地中間管理機構に関するこれまでの取組み

- 平成25年
12月26日
平成26年
1月上旬
～2月上旬
- 農地中間管理機構関連2法について都道府県等への説明会(法律、予算関連等)
- ブロック会議・都道府県別会議
(本省担当者を派遣し、全国のブロックごと、全都道府県ごとに、法律や関連予算等を説明)
- 3月1日
- 農地中間管理事業の推進に関する法律が施行
(多くの県で3月中に機構を指定、現在47都道府県で指定済)
- 6月中旬
- 生産者向けパンフレット、企業向けパンフレットの配布
(本省に開設した「農地中間管理機構ホットライン」を明記(農業者、企業等からの相談や苦情を電話やメールで受け付ける窓口))
- 6月25日
- 全都道府県の農地中間管理機構役員に対する研修会
(株式会社ローソンの講演)
- 6月中旬
～7月
- 農地中間管理機構に関する都道府県別ヒアリングの実施
(現在の推進体制・推進状況等に関して個別にヒアリングし、指導)
- 7月下旬
～8月下旬
- 現地調査の実施
(モデル地区を調査しながら、推進体制等について個別指導)
- 8月中旬
～9月中旬
- 都道府県別ヒアリング結果を分析した上で、各都道府県・各機構に対し具体的な改善指導
(以後、地方農政局が毎月改善状況をフォロー)
- 9月12日
- 全都道府県の行政及び農地中間管理機構に対する研修会
(熊本県から取組状況を報告してもらい、優良事例を横展開)
(研修会の内容をDVD化し、各都道府県・各市町村に配布)
- 9月19日
- 農業参入フェアの開催(東京)
(機構を活用した企業の農業参入を促進するため、企業と機構等による具体的なマッチングを実施(約100社の企業が参加))
11月12日には、名古屋にて同様の農業参入フェアを開催
12月9日には福岡、1月21日には仙台で開催予定
- 9月下旬
～現在
- 現地調査の実施
(モデル地区を調査しながら推進状況等について確認し、個別指導)

※ 今後とも、各都道府県の推進体制・推進状況をフォローし、全都道府県が優良事例となるよう指導

農地中間管理機構関連予算の概要

【予算額：705億円】
(補正:400億円/当初:305億)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【253億円】
《全額国庫補助》

- 15
- (1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとまった農地を貸し付ける
地域に対する支援
(地域集積協力金)
・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
 - (2) 個々の出し手に対する支援
 - ① 経営転換・リタイアする場合の支援
(経営転換協力金) (65億円)
 - ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)
(45億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【314億円】

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
- (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)
 - ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率 (機構の貸付面積/機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間は95%)
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
 - ① 簡易整備費等
 - ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援

《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

農地中間管理機構に対する予算について

1 国の助成対象経費

- | | |
|--|---|
| (1) 機構の運営・業務委託に要する経費 | → 定額補助 |
| (2) 農地の賃料 | } → 定率補助 + 農地集積奨励金（3を参照） |
| (3) 農地の管理・保全に要する経費
（機構が土地改良区から請求されるもの
（機構から未貸付の状態の間）を含む） | |
| (4) 簡易整備・耕作放棄地再生の補助残部分 | → 全国団体（公募）を通じた無利子借入で賄い、
その後の受け手の賃料上乗せ分で返済。 |

2 国費の入れ方

- (1) 機構の運営・業務委託経費（1－(1)）については、毎年度、機構の事業見通しを踏まえて、都道府県を通じて必要額を交付（補助残については、その全額について地方交付税で手当）。
- (2) 機構が借り入れた農地の賃料、管理・保全経費（1－(2)(3)）については、国が都道府県基金に予め国費を投入。

機構は基金により事業を実施し、年度末に3のルールに従い国費の支出額を確定（残額は都道府県が負担）。

次年度の国から都道府県基金への支出は、前年度に造成した基金と国費の費消額の差額を活用することを前提に、次年度の事業見通しを踏まえて必要額を基金に投入（以後、同じやり方）。

3 事業費に関する国と地方の負担

(1) 機構が借り入れた農地にかかる費用（賃料、管理・保全経費）への交付金については、都道府県に対する「定率補助」と「農地集積奨励金」の2本立てとする。

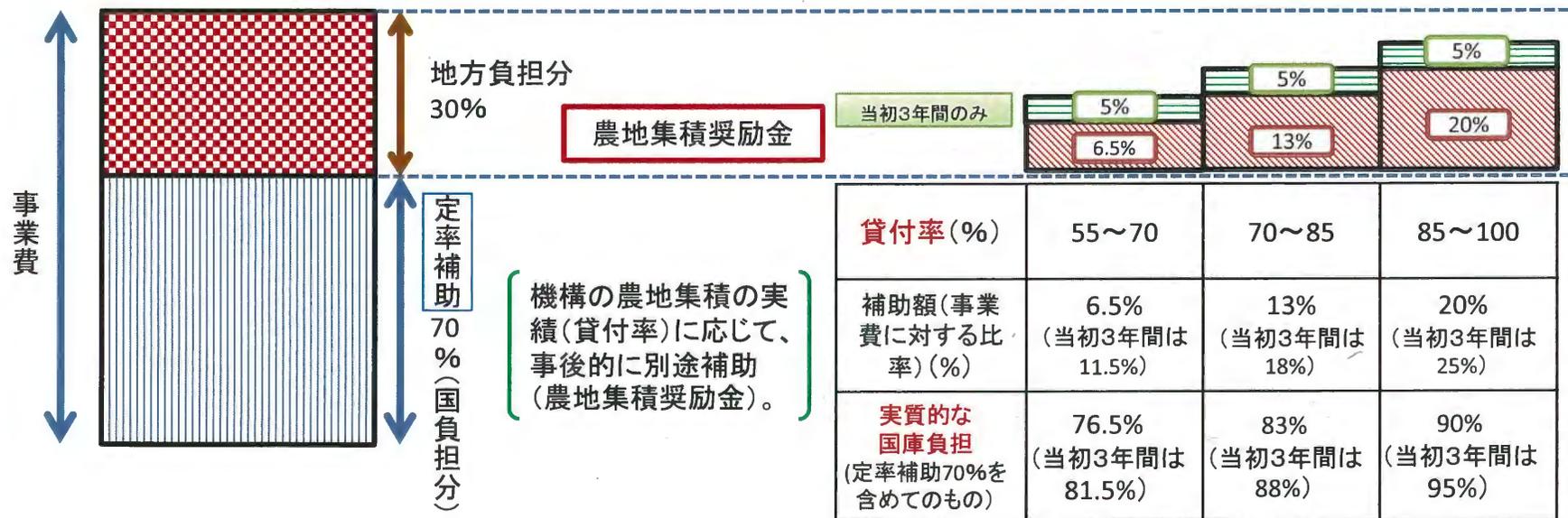
- ① 「定率補助」は、7割とする。
- ② 「農地集積奨励金」（国費100%）については、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、

$$\text{貸付率} = \frac{\text{機構が貸し付けている農地面積（ストック面積）}}{\text{機構が借り受けている農地面積（ストック面積）}} \quad \left[\begin{array}{l} \text{毎年度12月末日時点} \\ \text{の数値で判定} \end{array} \right]$$

に応じて段階的に増加し、最大で事業費の20%相当（当初3年間は5%嵩上げし25%）とする。

(2) この結果、**実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）**となる。

(3) また、補助残については、その全額について地方交付税の手当が行われる。



通達ではないが、各機構を円滑に立ち上げるための参考モデルとして配布

農地中間管理事業規程（参考モデル例）

1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

3 借受希望者の募集等

(1) 借受希望者の募集は、毎年〇月頃に行う。

この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。

(2) 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。

(3) 募集に当たっては、当該区域における、

① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）

② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

を明確にして募集するものとする。

(4) 募集に当たっては、

① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

③ 借受けを希望する期間

④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）

⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

等を明確にしてもらうものとする。

(5) 募集は、インターネットの利用等により4週間以上の募集期間で行うものとする。

(6) 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

(7) その上で、募集に応じた者については、

① その氏名又は名称

② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別

③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積

④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。

(8) なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

4 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

(1) 機構は、市町村と連携を密にして

- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
- ③ 当該地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか
- ④ 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

(2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

(3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

(5) 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力〇年以上（10年程度以上を想定）となるようにするものとする。

5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

(1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を

貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- ③ ②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

(4) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(5) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、

一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

6 賃料の水準等

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

7 機権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
 - ① 農地中間管理権の取得後○年間（2～3年を想定しているが、都道府県ごとの状況を踏まえて設定）を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

8 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に○年以上（10年程度以上を想定）の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

9 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

10 市町村（農業委員会を含む。）との関係

(1) 機構は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

(2) 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。

(3) 機構は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

(4) 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

11 業務委託

(1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等）について、機構は、市町村に対し、相手の同意を得た上で、都道府県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(2) 機構は、(1)の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、都道府県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(3) 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、都道府県知事の承認を受けて、委託するものとする。

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化

(熊本県農業公社・熊本県全域)

1 概要

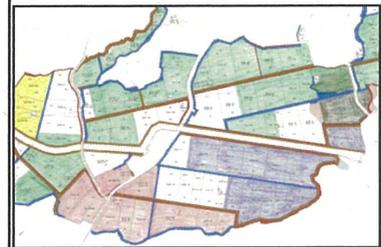
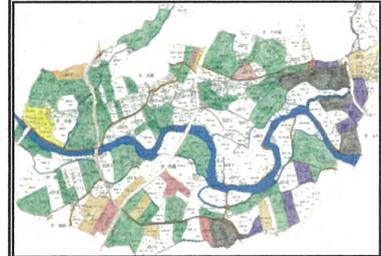
- 熊本県においては、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるツールである農地中間管理機構を、本年3月5日設立。
- 今後、10年間で、機構を活用して、約22,000haの農地を担い手に集積・集約化（担い手への集積率55%→80%）をすることを目標として設定。



(農地集積専門員活動の様子)

2 攻めの農林水産業を踏まえた取組の特徴

- 熊本県では、担い手への農地集積を推進するため、熊本県「ふるさと・農地未来づくり運動」推進本部を設置し、市町村等の関係機関の総力を結集する体制を整備。
推進本部の本部長は知事が務め、知事自ら新聞やラジオなどを利用して「知事に農地を預けていただきたい」と呼びかけるなど、知事の強力なリーダーシップの下、本活動を推進。
- 徹底した話合い活動を行う農地集積重点地区を64地区指定。
話合い活動のコーディネートや農地のマッチング等の現場で実際に活動する人員を約40名配置。
農地集積を行うための事業費として、国庫補助事業を活用するほか、県単予算も措置。
- 重点地区における農地中間管理機構を活用した地域の動きとして、
 - 100haを超える規模の大規模生産法人を設立し、効率的な生産体制を作る取組
 - 基盤整備事業の受益地内のほとんどの農地を機構が借り受け、担い手にまとまった農地を貸し付け、担い手への集積・集約化を図る取組
 - 高齢化の進む果樹農家の農地を参入企業が活用する取組
 などが進行している。



(基盤整備後の借受農地のイメージ)

3 今後の展開方向

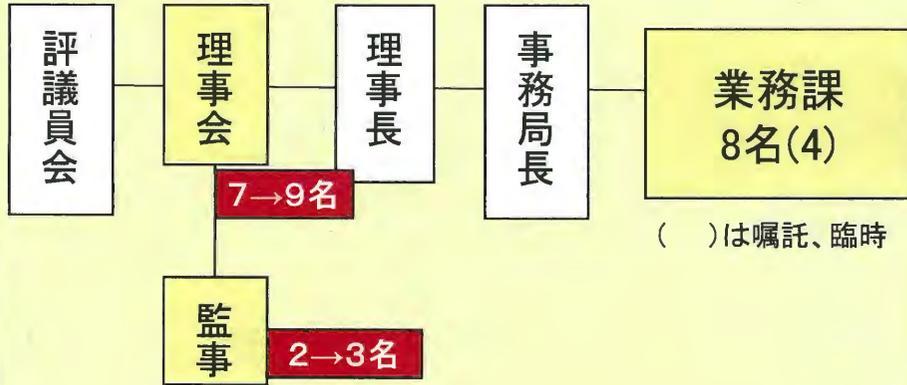
- 人・農地プランの作成・見直しの推進による出し手の農地の掘り起こし、公募した借り手（担い手や新規参入希望者）のニーズへの対応を着実に進める。
- 機構の事業と基盤整備（簡易整備を含む）の連携の強化を図る。



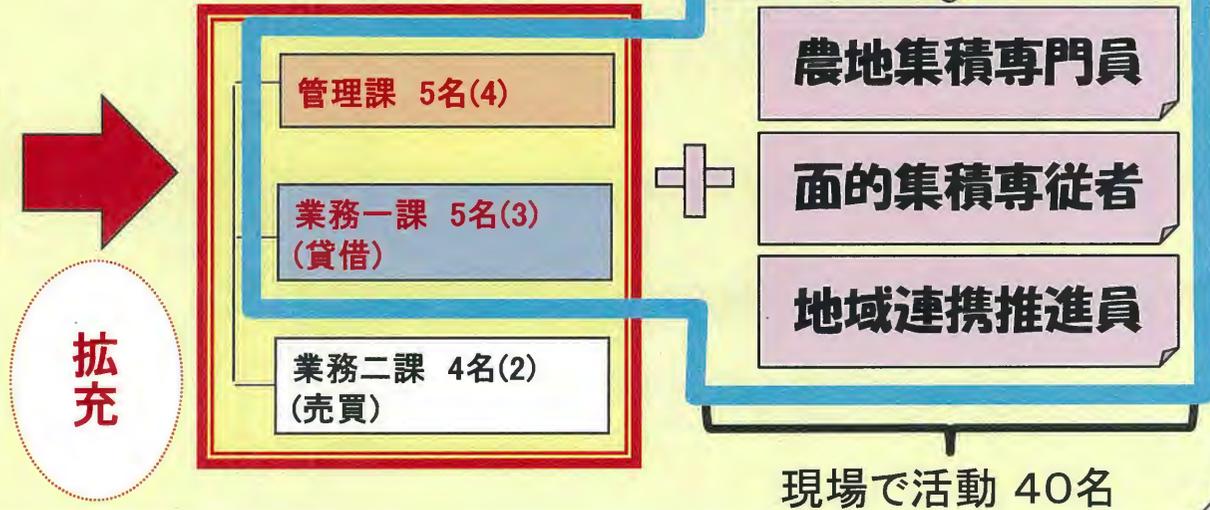
農地中間管理機構の推進体制

50名体制で
集積推進

1 役員体制の強化



2 貸借部門・管理部門の課を新設



3 関係機関に期待する役割(業務の一部を委託)

市町村

- 人・農地プランの作成・見直し
- 農地利用集積計画(出し手→機構)の作成・公告
- 農地利用配分計画案(機構→受け手)の作成、機構への提出
- 機構の制度や借受希望者募集等の情報周知等

JA(円滑化団体)

- 地域の実情に精通した職員による出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

〔 機構の利用が適当でない場合等には円滑化事業で貸借 〕

農業委員会

- 農地基本台帳の整備
- 農地に関する情報提供
- 農地情報を活かした出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農地集積の新しい制度が4月スタート!

大切な農地を守り、集積し、未来へ



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

田舎で働く人々の暮らしを支える

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

農業者の所得の増加につながる投資と努力を奨励

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

知事にも感謝を



知事にも感謝を。農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

農業者の所得の増加につながる投資と努力を奨励



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

拡大

1位 農地中間管理機構

2位 農業者の所得の増加につながる投資と努力を奨励

3位 田舎で働く人々の暮らしを支える

4位 知事にも感謝を

5位 農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

(1) 農地集積重点地区の指定

平成24年度	
地区名	市町村名
フリガナ	熊本市
城南・杉上東	
城南・杉上西	
豊川南部	宇城市
走湯	宇土市
網田	宇土市
川登	荒尾市
肥猪	南関町
庄	山鹿市
浦方	山鹿市
菊池松島	菊池市
藤川	大津町
両併西部	南阿蘇村
仁田子	甲佐町
日奈久	八代市
北新地西区	八代市
大野	芦北町
高原	相良村
荒田・平川	錦町
本渡山口	天草市
内野河内	上天草市

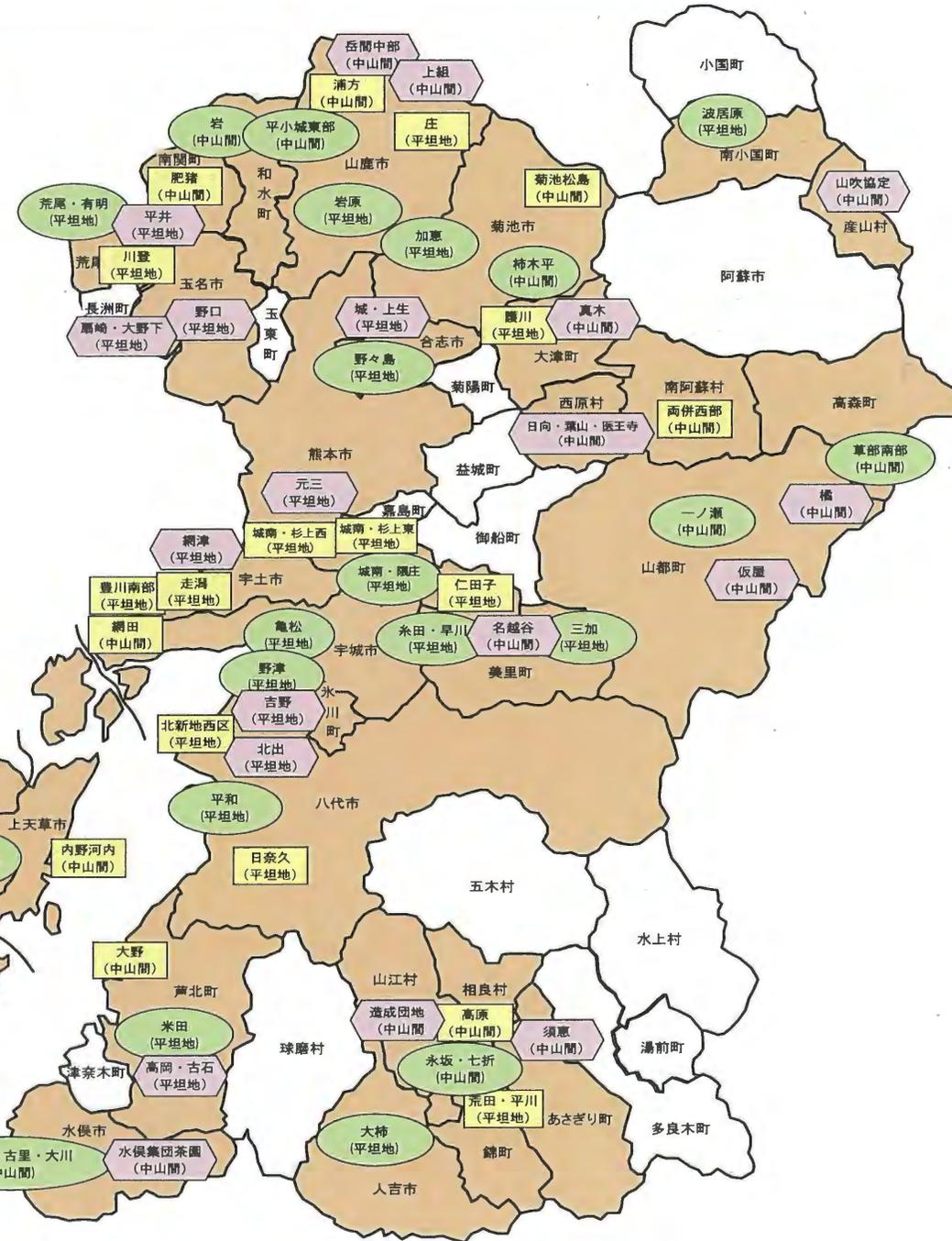
平成25年度	
フリガナ	市町村名
城南・隈庄	熊本市
亀松	宇城市
三加	美里町
荒尾・有明	荒尾市
岩	和水町
平小城東部	山鹿市
岩原	山鹿市
梳木平	菊池市
加惠	合志市
野々島	合志市
波居原	南小国町
草部南部	高森町
糸田・早川	甲佐町
一ノ瀬	山都町
平和	八代市
野津	氷川町
久木野・古里・大川	水俣市
米田	芦北町
大柿	人吉市
永坂・七折	相良村
河浦下田	天草市
教良木	上天草市

平成26年度	
フリガナ	市町村名
元三	熊本市
名越谷	美里町
網津	宇土市
平井	荒尾市
大野下	五名市
野口	山鹿市
上組	山鹿市
岳間中部	合志市
城・上生	合志市
真木	大津町
山吹協定	産山村
日向・葉山・医王寺	西原村
仮屋	山都町
橋	山都町
北出	八代市
吉野	氷川町
水俣集団茶園	水俣市
高岡・古石	芦北町
須恵	あさぎり町
造成団地	山江村
下津浦	天草市
本町	天草市

H24年度
指定

H25年度
指定

H26年度
指定



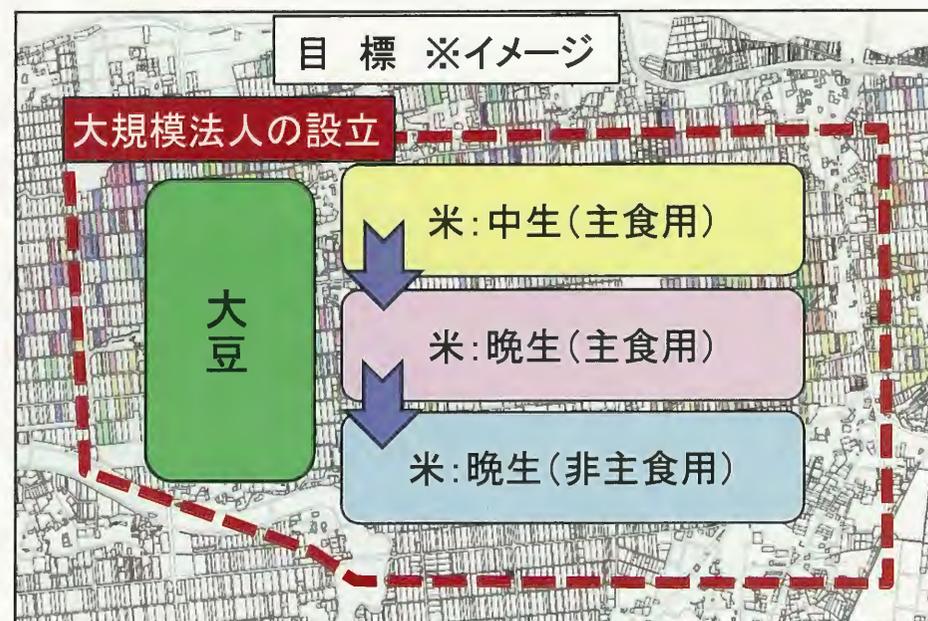
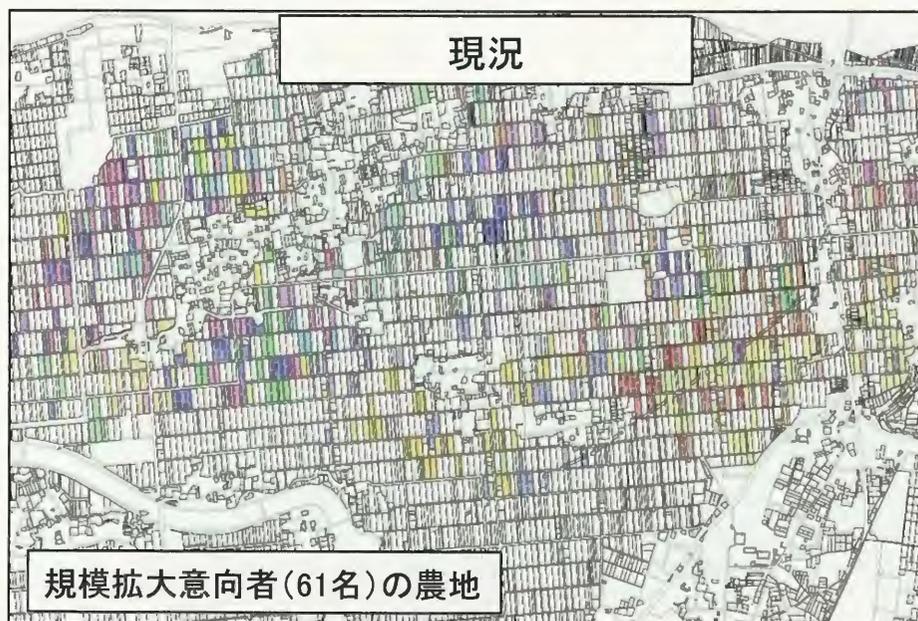
※合計64地区(30市町村)

～ 大規模な法人設立と効率的な生産体系(大豆のブロックローテーション)の検討 ～

A地区(県央部 a市)

- 経営面積100haを超える農業生産法人の年内設立を目指し、集落内の合意形成や国・県関連施策の勉強会等に取り組中。(地区内水田 約450ha)
- 当該農業生産法人の効率的な経営展開のため、大豆や作期の異なる水稻の団地的生産についても、生産者や関係機関と意見交換等を実施中。

2A



農地中間管理機構を活用した地域の動き ②

～基盤整備事業と農地中間管理機構(一括借り上げ・再配分)による一体的な取り組み～

B地区(県北部 b市)

連携

- ◆ 経営体育成基盤整備事業(H25年～30年度)
 - ・受益面積 35.1ha(田33.3ha、畑1.8ha)
 - ※本年の稲刈り後に面工事着工予定
- ◆ 農地中間管理機構による担い手への集積
 - 受益地内の殆どの農地を機構が借り受け、認定農業者等の担い手(8名)に面的にまとめて貸し付け予定
 - 基盤整備事業(採択時)の集積目標(34%)を大幅に引き上げ(73%)

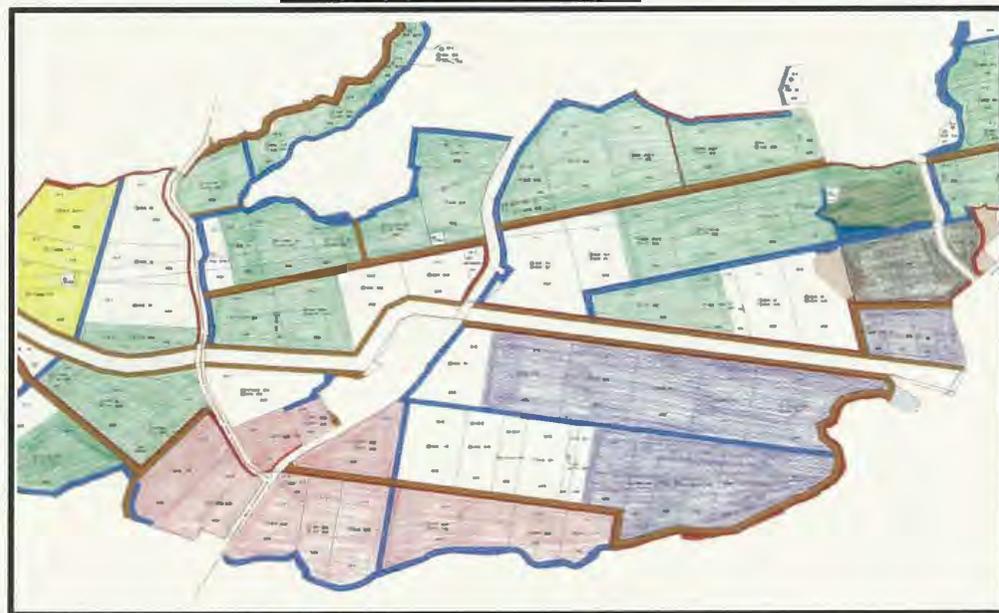
基盤整備(集積)前

※現況



基盤整備(集積)後

※計画



～ 参入企業との連携による取り組み ～

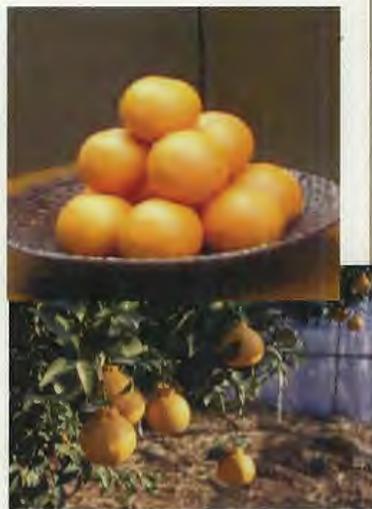
C地区(県東部 c市)

○JR九州グループが高齢化の進む果樹農家の経営を引き継ぎ
平成25年度:2.5ha → 5年後(H29年度)10haへ

○農業参入から観光開発までを視野に入れた事業展開に期待
「A列車でいこう」とのコラボ、果汁を使ったカクテル、観光農園への展開



経営を引き継ぐ柑橘園



ネーブル、デコポン等の
柑橘類を栽培



農業参入協定調印式(H2
5.3)

30

(資料7)

業務委託の状況

9月30日現在

都道府県	市町村		JA		公社数	民間 企業数	その他
	締結済数	対象市町村数	締結済数	全JA数			
北海道	159	175	105	109	5	0	0
青森県	40	40	0	10	0	0	0
岩手県	32	33	0	7	1	0	1
宮城県	27	32	12	14	1	0	0
秋田県	17	25	0	15	2	0	5
山形県	7	27	5	17	0	0	24
福島県	32	51	0	17	0	0	1
茨城県	20	44	0	22	3	0	0
栃木県	21	25	0	10	11	0	0
群馬県	5	35	0	15	1	0	0
埼玉県	0	53	0	21	0	0	0
千葉県	12	50	0	20	2	0	0
東京都	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	0	29	0	14	0	0	0
山梨県	26	27	3	11	2	0	0
長野県	52	77	10	20	2	0	25
静岡県	1	34	13	17	0	0	0
新潟県	19	29	16	25	6	0	13
富山県	5	15	2	17	2	0	10
石川県	19	19	13	17	0	0	0
福井県	11	17	0	12	4	0	3
岐阜県	9	40	1	7	0	0	0
愛知県	5	51	3	20	0	0	0
三重県	13	28	6	12	1	0	0
滋賀県	14	19	15	16	0	0	0
京都府	9	26	0	5	0	0	1
大阪府	0	21	0	14	0	0	0
兵庫県	18	34	0	14	0	0	0
奈良県	15	30	0	1	0	0	0
和歌山県	0	28	8	8	0	0	0
鳥取県	19	19	3	3	2	0	0
島根県	2	19	0	11	1	0	0
岡山県	0	27	0	9	0	0	0
広島県	0	20	0	13	0	0	0
山口県	18	18	0	12	0	0	4
徳島県	18	24	0	16	0	0	0
香川県	15	15	0	1	0	0	0
愛媛県	18	20	0	12	0	0	2
高知県	21	34	0	15	0	0	0
福岡県	29	55	2	20	1	0	3
佐賀県	8	20	0	4	0	0	0
長崎県	15	21	0	7	3	0	3
熊本県	42	45	14	14	0	3	0
大分県	16	17	1	6	0	0	0
宮崎県	22	26	8	13	1	0	2
鹿児島県	7	43	0	15	0	0	3
沖縄県	29	36	1	1	0	0	0
合計	867	1573	241	679	51	3	100

注1:「対象市町村」は、農業振興地域を有する市町村をいう。

注2:「全JA数」は、JA全中調べの数値(平成26年10月1日現在)

注3:「公社」は、市町村農業公社等をいう。

注4:「その他」には、地域農業再生協議会(市町村、農協、農業委員会、担い手等で構成する組織)、土地改良区等が含まれている。

農地集積・集約化の実績を上げるための
機構の事業の進め方（4つのアプローチ）

1 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ

機構・都道府県は、各市町村・各地域の農地の状況、担い手の状況、人・農地プランの状況等を完全に掌握し、整理・分析しておくことが必要。

また、人・農地プランの毎年の見直しを推進することも重要。

(1) 人・農地プラン等で農地流動化の機運が盛り上がっている地域

○ 機構が借りて転貸することで、農地流動化を実行する。

(2) 相当な耕作放棄地（再生不能なところを除く）が発生している地域

○ 機構が転貸先を探した上で、耕作放棄地を借りて転貸する。

(3) 担い手が十分いないため、近い将来耕作放棄地が相当発生すると考えられる地域

○ 市町村と連携して、農家アンケート等により地域の将来への危機感を高め、高齢の方から早めに機構が借りて、機構が探した転貸先に転貸する。

2 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ

○ 機構は、応募した受け手について、地域の担い手、新規就農希望者、新規参入希望企業など、類型に分けてニーズをきちんと分析・整理する。

○ その上で、そのニーズに応えられる農地を探して借りた上で、受け手に転貸する。

○ 機構は、公募以外でも、都道府県下の経済団体と連携を密にし、新規参入希望企業の拡大に努める。

3 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ

○ 機構は、法人・認定農業者の団体だけでなく、個々の法人・認定農業者との話し合いを行い、その法人等の地域の農地利用の最適化を図るためにどうするか（利用権の交換など）という構想を作る。

○ その上で、機構集積協力金も活用して地域の話合いを進め、構想について地域の合意を形成し、機構が借りて転貸する。

4 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

- 基盤整備と機構を活用した農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化）がセットで進むよう、徹底して誘導する。

- ※1 この4つのアプローチで事業実施地域を多数作っていくことが重要。
当年度実施分だけでなく、次年度以降実施分についても、前広に進めていくことが重要。
それには、機構役職員（都道府県と一体となって活動する場合は、都道府県職員を含む）が現場で調整に動き回る体制が必要。
- ※2 いずれの場合も、地域の農業者等に対して、当該地域の農地利用図（利用者ごとに色分けして示したもの）を用いて、機構の活用前の状態と活用後の姿を明確にしながらか進めることが重要。
地域ごとに、機構活用前と活用後の農地利用図を対比し、農地集積・集約化のポイントを記載した個票を作成。
- ※3 他の地域に、先行事例についての機構の活用前・活用後の農地利用図を示すことにより、優良事例の横展開を推進。
マスコミ等への情報提供により、横展開を図ることも重要。
- ※4 農地集積・集約化の実績を上げることが目的なので、数字を常に意識しながら進めることが必要。

担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

【現状等】

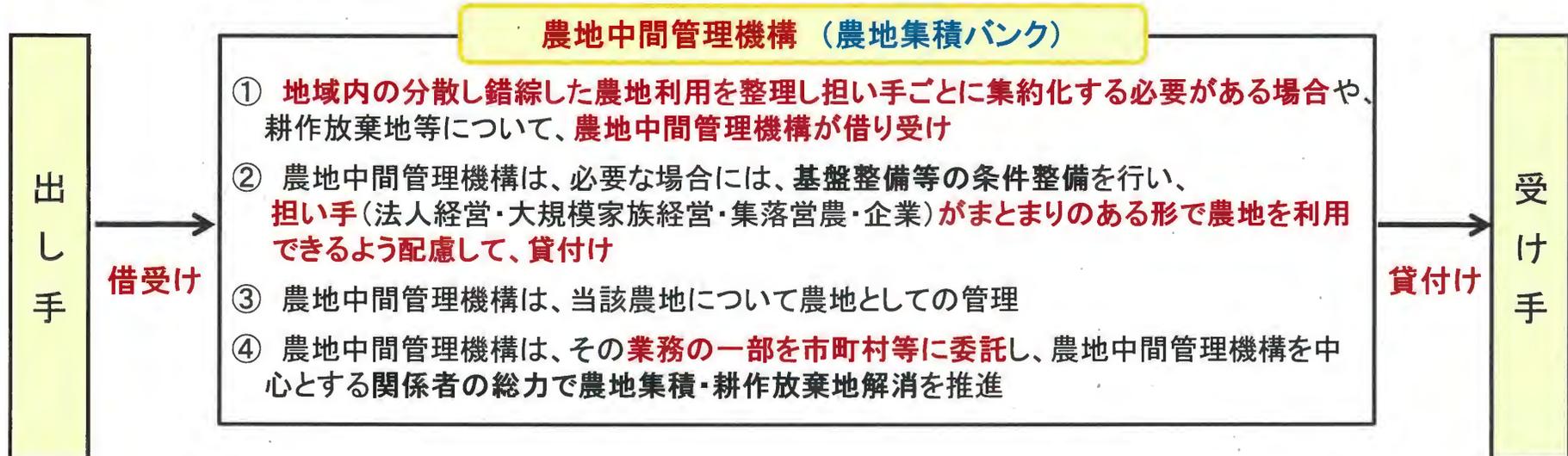
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)

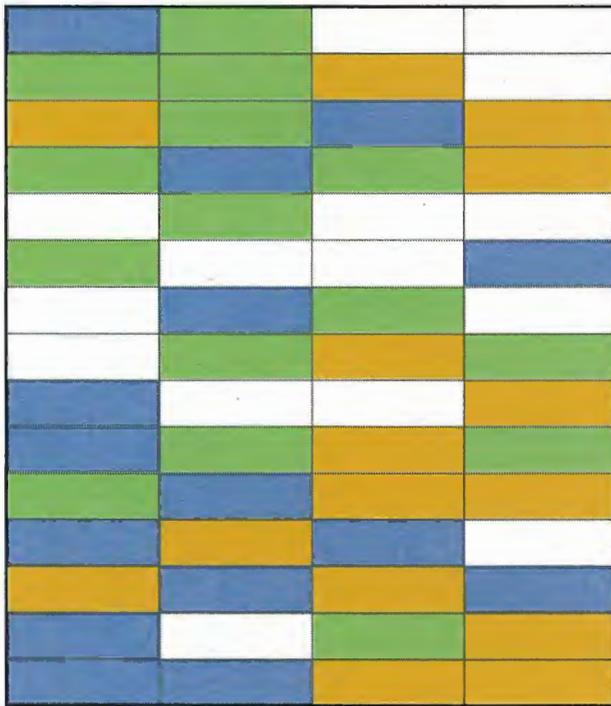


2. 耕作放棄地対策の強化

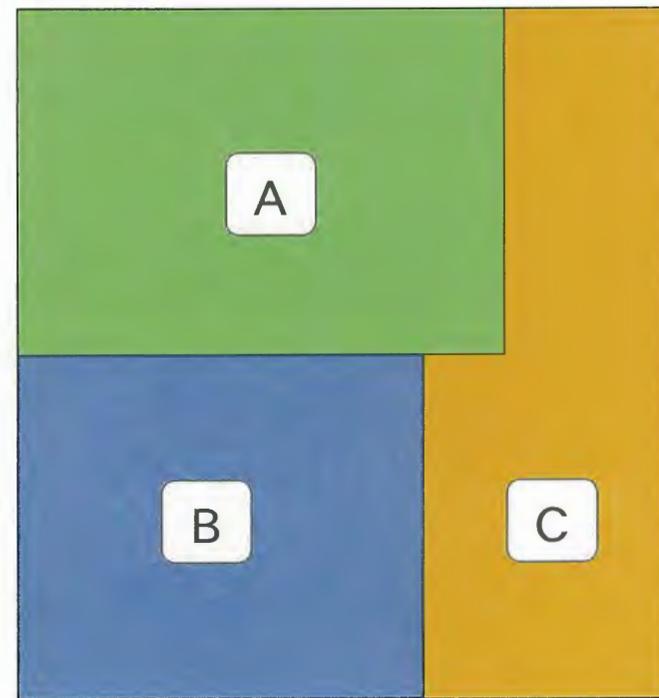
- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。**
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。**

農地の集約イメージ

地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a区画＞



担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha区画＞



農地の集積・集約化でコスト削減

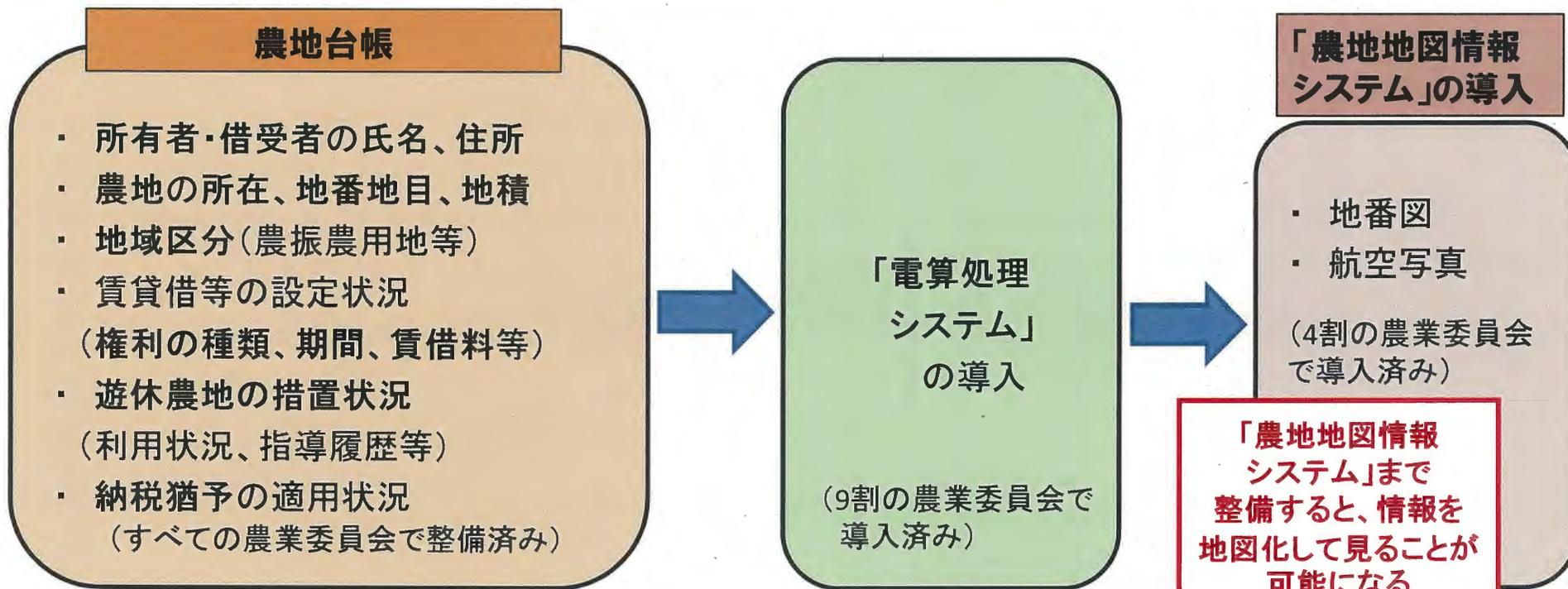
農地情報公開システムの整備状況について

平成 2 6 年 1 1 月

農林水産省

農地台帳について

- 農業委員会は、
 - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として
 - ② 遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため農地台帳を整備。
- 平成25年の農地中間管理機構関連2法による、農地台帳及び地図の作成・公開を義務づけ。



- 耕作者別の経営農地の色分け
- 利用権設定の終期ごとの色分け
- 経営者の年齢別の農地の色分け

農地台帳のイメージ

経営農地等の筆別表

所在 大字・字・地番			地目		登記簿面積(m ²) 実面積(m ²)	地域区分		生産地法に属する 有・無	所有者および利用者		借入地の状況			
			現況	登記簿		農振法	都市計画法		所有者氏名	利用者氏名	適用法	形態	内容	
田山	下田	67	田	田	3 200	農他外	市外	有・無	太郎		特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
幸	白	360	田	田	4 200	農他外	市外	有・無	豊作	太郎	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 24日 年 月 日 年 月 日
"	"	361	田	田	2 800	農他外	市外	有・無	稔	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 24日 年 月 日 年 月 日
"	"	362	田	田	3 220	農他外	市外	有・無	"	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 24日 年 月 日 年 月 日
"	赤	15-1	田	畑	4 060	農他外	市外	有・無	畑山 耕作	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	23年 7月 7日 28年 7月 6日 年 月 日 30,856
"	緑	400 -1	草	山林	10 000	農他外	市外	有・無	稔	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 24日 年 月 日 年 月 日
"	上田	70-5	畑	畑	1 860 2 000	農他外	市外	有・無	"	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 24日 年 月 日 年 月 日
"	"	70-6	畑	畑	2 470	農他外	市外	有・無	"	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	15年 2月 25日 27年 2月 25日 年 月 日 年 月 日
"	黒	24-8	畑	畑	2 700	農他外	市外	有・無	中畑 早苗	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	24年 12月 16日 26年 12月 15日 年 月 日 18,900
田山	中田	101	田	畑	1 550	農他外	市外	有・無	果実 成	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	25年 6月 4日 28年 6月 3日 年 月 日 23,250
幸	黄	20-3	田	田	2 500	農他外	市外	有・無	山上 一平	"	特農 他基	使 期 残	開始 終了 再終 賃借料	25年 4月 1日 30年 3月 31日 年 月 日 35,000

農地地図のイメージ

- 担い手への**農地利用の集積・集約化を進めるためには、農地台帳に記録された農地情報を地図上で見られるようにすることが重要。**
- このため、
 - ① 農地台帳の情報を基に、希望の条件で農地を色分け表示し、
 - ② 農地の集約状況や、農地の利用権設定の終期などについて、地図上にわかりやすく表示。

耕作者別の農地

経営者別農地分布図面

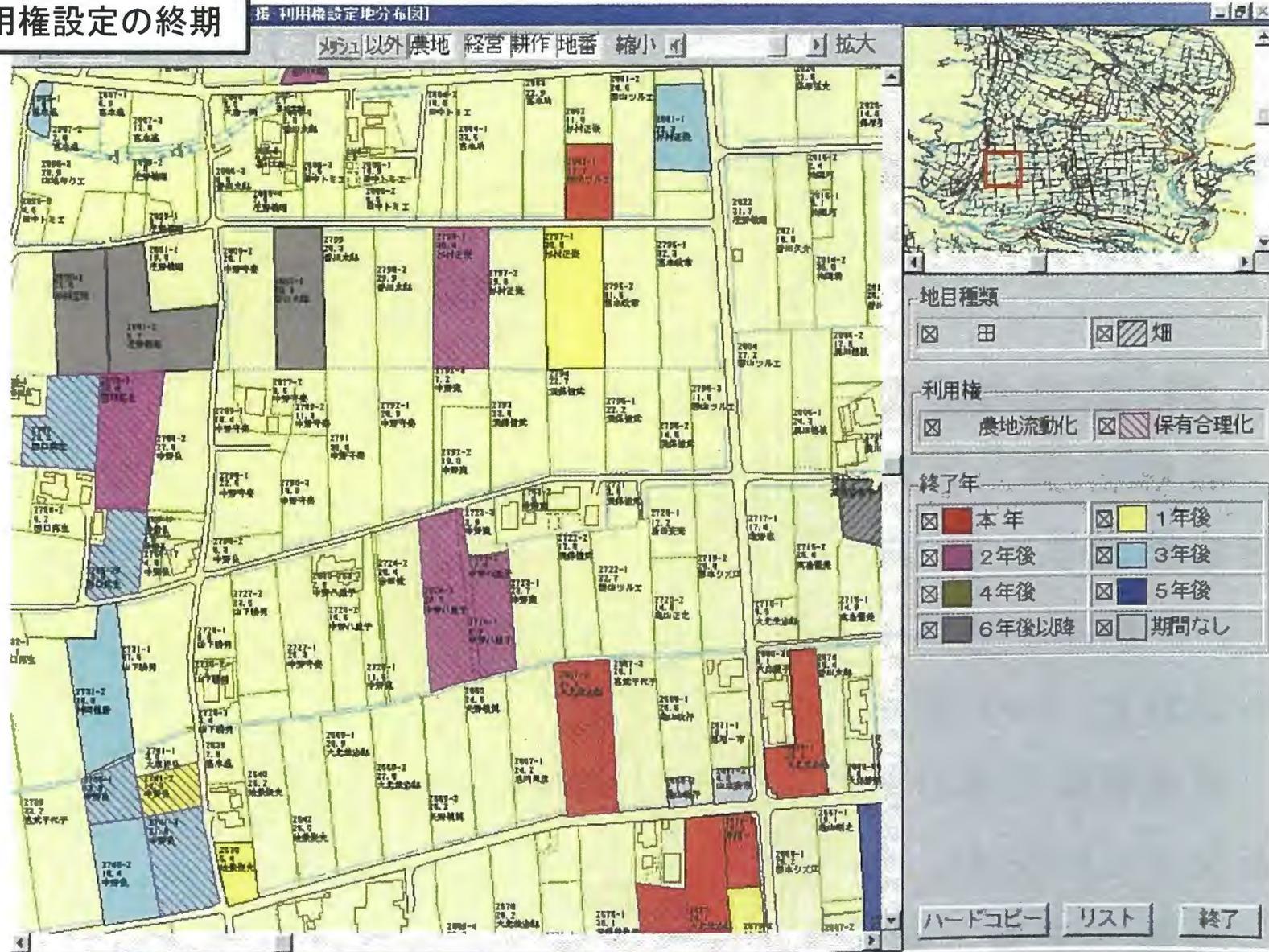


見本

黄・・・耕作者A
 緑・・・耕作者B
 青・・・耕作者C
 をそれぞれ表す

農地地図のイメージ

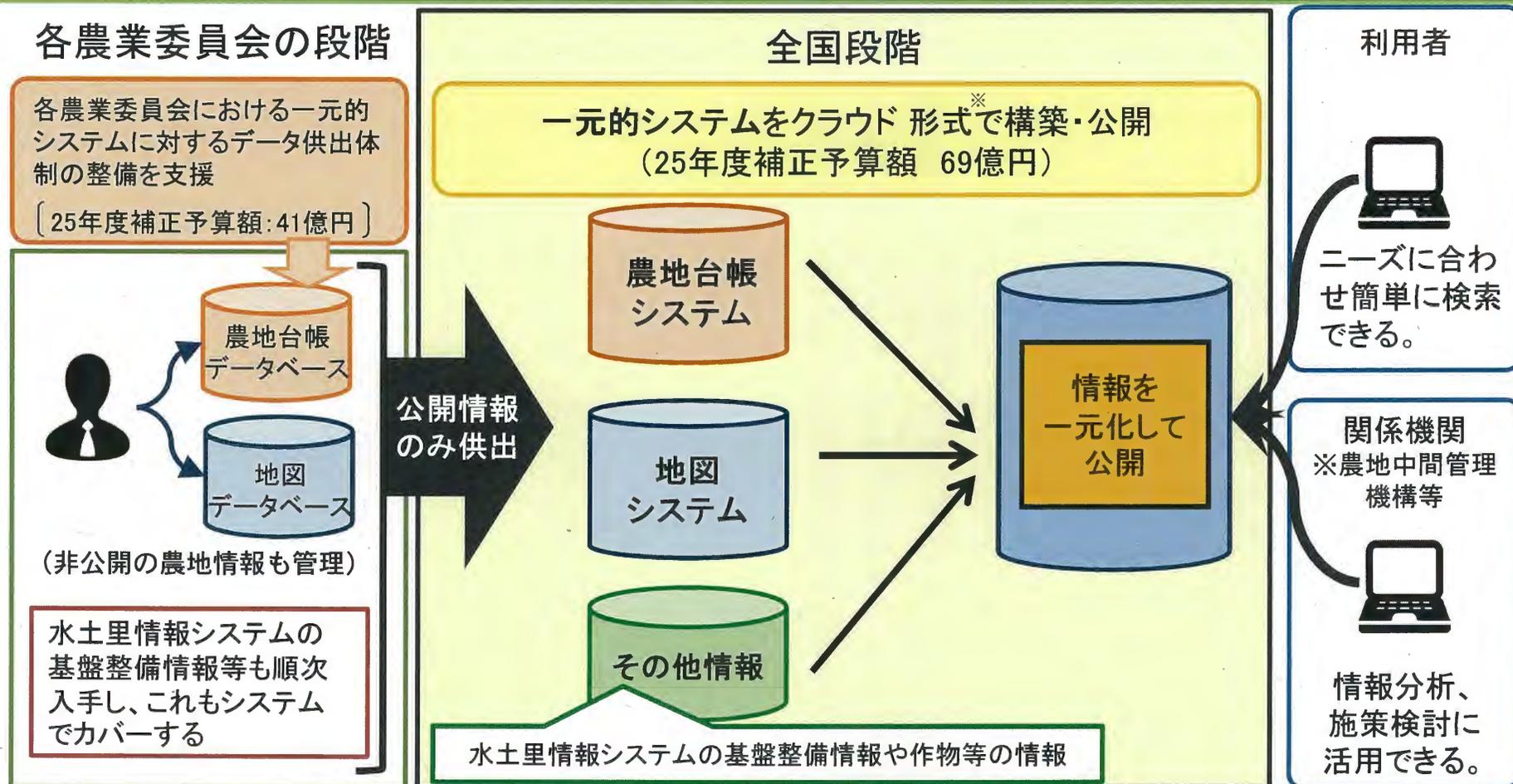
利用権設定の終期



出典:長野県農業会議「農地地図情報システム(GIS)活用事例集」(平成20年3月)

農地情報公開システム整備事業(来年4月時点の運用の姿)

- このような地図上に表示された農地情報を、インターネットで誰でも見ることができるよう、**全国段階で一元的なシステムを整備**し、各農業委員会の窓口に行かなくても、全国の農地情報を横断的に検索・閲覧することを可能にする。
- このことにより、**参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手や農地中間管理機構が求める情報を提供**。
- なお、システム整備に当たっては、政府CIOと相談しながら、最も効率的かつ適正なものとするとしている。



※ クラウドとは、ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のことを指し、ユーザーはデータ処理等をネットワーク経由でサービスとして利用する。

農地情報公開システム整備事業(将来の運用の姿)

- さらに、将来を見据え、公表情報だけでなく、**農地情報における非公表情報についても、全国一本のクラウドで管理**し、各農業委員会がそれを活用する一元的な情報管理システムも整備することとしている。
- また、**農地中間管理機構への情報提供も、本システムにより行うこと**を検討している。
- ただし、本システムで実際に非公表情報を扱うためには、現在、各地方自治体がそれぞれの個人情報保護条例で他主体との情報共有を制限していることから、この制限を回避できる国レベルでの情報管理の統一的な仕組み(例えばマイナンバー制導入に伴う情報管理の統一的な仕組み)が構築されることが必要。

